

検討の進め方について【事故発生時の被害を軽減する方策】（案）

1 目的

近年、漏えい事故の件数は増加傾向にあるものの、その多くは軽微な事案である。そこには、漏えい事案を早期に発見し、安全・的確な漏えい防止措置により出火させずに、漏えい範囲を極限させる自衛防災活動のノウハウが存在する。

一方、消防庁として作成してきた「自衛防災組織等の防災活動の手引き」（参考資料 2）や「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」（参考資料 3）の各教育資料は、主に石油タンク火災やプラント事故等大規模な事案を想定したものであった。

このため、漏えい事案に対して効果的な活動を行っている事業所を調査し、その活動要領について写真等を交えて時系列としてまとめることで、近年増加傾向にある小規模な漏えい事案への活動要領を上記の防災活動の手引きや教育テキストに追加改訂し、事故対応を経験していない事業所にも教本となるテキストを作成する。

2 改訂方針（案）

（1）「自衛防災組織等の防災活動の手引き」の改訂

当該手引きの「第 2 防災活動」に「小規模漏えい事案への対応」を追加する。

漏えい事案を小規模に収めるためには、「早期に覚知」し、「安全かつ迅速に漏えいを停止」させることが重要である。その活動要領について現場的なノウハウを調査し留意事項としてまとめる。

目次（旧）	目次（新）
第 1 自衛防災組織等のあらまし 1 自衛防災組織等 2 自衛防災組織の防災資機材等と防災要員 3 共同防災組織の防災資機材等と防災要員 4 広域共同防災組織の防災資機材等と防災要員	第 1 自衛防災組織等のあらまし 1 自衛防災組織等 2 自衛防災組織の防災資機材等と防災要員 3 共同防災組織の防災資機材等と防災要員 4 広域共同防災組織の防災資機材等と防災要員
第 2 防災活動 1 共通事項 2 施設別事項 3 特定防災施設等の応急措置・維持管理 4 大容量泡放射システム	第 2 防災活動 1 共通事項 2 施設別事項 3 小規模漏えい事案への対応 4 特定防災施設等の応急措置・維持管理 5 大容量泡放射システム
第 3 災害事例 1 防災活動上の問題点 2 災害事例	第 3 災害事例 1 防災活動上の問題点 2 災害事例
第 4 防災教育・訓練	第 4 防災教育・訓練

(2) 「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」の改訂

当該テキストの「第8章 防災活動要領 第3節 漏えい・流出時の防災活動要領」に「小規模漏えい事案への活動事例」を追加する。

活動事例は、「早期覚知の手法」、「消防機関への通報及び情報提供」、「現場指揮体制の確立」、「漏えいの停止措置と回収」の各時系列に沿って、実際の事業所にて調査を行い、現場写真等を交えた分かりやすい防災活動事例を作成する。

目次	
序章	
第1章	安全管理
第2章	火災の性状
第3章	防災活動
第4章	消火及び毒劇物の除害方法
第5章	施設地区
第6章	特定防災施設
第7章	防災資機材
第8章	防災活動要領
第1節	通報、情報収集、情報提供の要領
第2節	現場指揮本部の設置要領
第3節	<u>漏えい・流出時の防災活動要領</u> ← 「小規模漏えい事案への対応」追加箇所
第4節	事前災害時の防災活動要領
第5節	防災資機材の調達要領
第6節	災害広報要領
第7節	応急救護要領
第8節	海洋汚染事故対応要領
第9章	災害想定訓練
第10章	災害事例の検証

3 調査の進め方（案）

(1) 調査する事業所の選定について

小規模漏えい事案への対応要領を作成するにあたり調査する事業所は、漏えい起因物質に着目し「危険物、高圧ガス、毒劇物」の区分により、3事業所程度を管轄消防本部の意見を聞きつつ事務局が選定する。

(2) 調査項目について

以下の項目について調査を行う。

- 早期覚知の手法・技術
- 消防機関への通報及び情報提供
- 現場指揮体制の確立と情報共有
- 漏えいの停止措置と回収
- 出火防止措置